

# 山梨県技能者表彰要綱

## (目的)

第1条 県内に在住する技能者で、人格、技能ともに優れ、他の模範となる者を表彰することにより広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

## (表彰者及び被表彰者)

第2条 表彰は、次に掲げる表彰の種類ごとに項目のすべてに該当する者について第1号から第3号の表彰は知事が、第4号の表彰は多様性社会・人材活躍推進局長が行う。

### 1 卓越した技能者表彰（やまなしの名工）

- 1 技能の程度が、極めて優れており、県内を通じて当該技能において第一人者と目されている者であること。
- 2 技能を通じて後進技能者の指導、育成に寄与した者であること。
- 3 表彰に係る技能を要する職業に、表彰の行われる年度の3月31日現在において15年以上従事し、かつ、満年齢40歳以上の者であること。

### 2 優秀技能者表彰

- 1 表彰の行われる年度の3月31日現在において、満年齢25歳以上の者であること。
- 2 次の項目のいずれかに該当する者であること。
  - ア 技能検定又は、山梨県宝石研磨技能審査の合格者であって、極めて優秀な成績をおさめた者であること。
  - イ 一級技能士全国技能競技大会（技能グランプリ）において、3位（銅メダル受賞）以内に入賞した者であること。
  - ウ 全国障害者技能競技大会（全国アビリン）において、3位（銅メダル受賞）以内に入賞した者であること。
  - エ 山梨県技能競技大会、山梨県障害者技能競技大会（県内アビリン）又は、これと同程度以上の技能競技大会等において、極めて優秀な成績をおさめた者であること。

### 3 青少年技能者表彰

- 1 表彰の行われる年度の3月31日現在において、満年齢25歳未満の者であること。
- 2 次の項目のいずれかに該当する者であること。
  - ア 技能検定又は、山梨県宝石研磨技能審査の合格者及び技能五輪山梨県予選参加者であって、極めて優秀な成績をおさめた者であること。
  - イ 全国障害者技能競技大会（全国アビリン）において、3位以内に入賞した者であること。
  - ウ 山梨県技能競技大会、山梨県障害者技能競技大会（県内アビリン）又は、これと同程度以上の技能競技大会等において、極めて優秀な成績をおさめた者であること。

#### 4 若年技能者表彰

- 1 表彰の行われる年度の3月31日現在において当該職種に5年以上従事し、かつ満年齢30歳以下の者であること。
- 2 2級以上の技能検定合格者又はそれに相当する技能を有する者であること。
- 3 当該職種の業務に精励し、その他の技能者の模範であり、将来、本県産業を支える優秀な技能者として期待される者であること。

#### (表彰の方法等)

第3条 表彰は、毎年1回、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

#### (被表彰者の選定)

- 第4条 表彰を受ける者は、市町村長並びに関係業界の長等が推薦した者のうちから第2条第1号から第3号の表彰は知事が、同条第4号の表彰は多様性社会・人材活躍推進局長が選定する。
- 2 知事及び多様性社会・人材活躍推進局長は、被表彰者の選定にあたり、これを公正かつ適正に行うため、選考委員会を設置することができる。

#### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、多様性社会・人材活躍推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成3年10月2日から適用する。

附 則

この要綱は平成6年7月12日から適用する。

附 則

この要綱は平成13年8月8日から適用する。

附 則

この要綱は平成16年7月22日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。